

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(特定取引から除かれる取引等)

第十六条の八 令第六条の八各号列記以外の部分に規定する総務省令、財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 三 省 略

四 令第六条の八第一号チに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百一十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百一十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

2 省 略
五 七 省 略

(相手国等からの個人番号の受領)

第十六条の十五 省 略

2 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の十七の項又は三十八の項の下欄に掲げる事務の処理に関し必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うものとする。

附 則

この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株

改 正 前

(特定取引から除かれる取引等)

第十六条の八 同 上

一 三 同 上

四 令第六条の八第一号チに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百一十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百一十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

2 同 上
五 七 同 上

(相手国等からの個人番号の受領)

第十六条の十五 同 上

2 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の十七の項又は三十八の項の下欄に掲げる事務の処理に関し必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うものとする。

式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日から施行する。ただし、第十六条の十五第二項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。
